

財形住宅預金

(2025年4月22日現在)

商品名	財形住宅預金(財形住宅)	
ご利用いただける方	●55歳未満の勤労者(おひとり1契約、1金融機関に限定)	
期間	●5年以上の期間にわたって年1回以上定期的に積み立て。	
預け入れ 預入方法	●給与・賞与からの天引預け入れ。 ●自動継続扱いの期日指定定期預金またはスーパー定期(5年・10年)としてお預かりいたします。 ●期日指定定期預金での預け入れは、預入毎に「3年後の応当日をあらかじめ満期日」とします。 ●預入毎の期日指定定期預金の満期日は、全部または一部について、預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を満期日にご指定いただけます。ご指定がない時は、預入日の3年後の応当日が満期日となります。 ●期日指定定期預金は、1年間の据置期間があります。	
	預入金額	●1円以上1円単位
払戻方法	●住宅取得等の前に払い戻す場合は、住宅取得等の前(1回目)に一部のみを払い戻し、住宅取得等の後(2回目)に残額を払い戻すことができます。 ■(1回目)払戻限度: 財形住宅残高の90%または住宅取得等に要する費用のいずれか低い額。 ■(2回目)払戻限度: 住宅取得等の費用と1回目の払戻額との差額以下。 払戻期限: 1回目の払戻日より2年以内または住宅取得等の日から1年以内のいずれか早い日。 ●住宅取得等の後に払い戻す場合は、払い戻しは1回のみとなります。 ■払戻限度: 住宅取得等に要した額以下。 ■払戻期限: 住宅取得等の日から1年以内。 ※住宅が共有名義の場合の払戻限度は、本人名義の持分割合に応じた金額になります。	
利息	適用利率	●預入時(または継続時)における期日指定定期預金またはスーパー定期(期間5年・10年)の店頭表示利率を適用いたします。なお、期日指定定期預金は、預入期間に応じて「2年以上利率」または「2年未満利率」が適用されます。
	利払方法	●満期日以後一括してお支払いいたします。
	計算方法	●個別の預入明細ごとに、以下の通りお取り扱いいたします。 ■期日指定定期預金: 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算。 ■スーパー定期: 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6ヵ月ごとの複利計算。
税金	●財形年金と合算して限度額550万円までは非課税制度を利用できます。 ●元本総額が非課税限度額を超えた場合、課税扱いとなります。その場合、限度額を超えた時以降に発生したお利息は、20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)です。 ●要件外(住宅取得等の目的以外)の払い戻しの場合は、5年間さかのぼってお利息(非課税分)に対して20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)となります。 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 なお、要件外の払い戻しの場合、お利息に対する税金は、要件外の払い戻し時点の税率で計算されます。	
期限前解約時の取り扱い	●別表: 期限前解約時の取り扱い(財形住宅預金)をご参照ください。	
預金保険制度	●定額保護の対象となります。 ●預金保険制度について、くわしくはポスターおよび店頭備え付けのパンフレットをご覧ください。	
金利情報の入手方法	●お取引店へご照会ください。	
当行が契約している指定紛争解決機関	●一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 受付時間/月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)	

財形住宅預金

その他

- 事業主と三菱UFJ銀行が提携する積立預金です。
- 預金者自身が居住する持家としての住宅取得または住宅増改築のための費用の充当を目的とした預金です。
- 住宅取得等の目的であれば5年以内の払い戻しもできます。
- 住宅の要件
 - ①床面積が50㎡以上(増改築の場合、増改築後の床面積が50㎡以上)であること。
 - ②新築または建築後未使用の住宅で、以下のいずれかに該当する場合は、床面積が40㎡以上であること。
 - ア. 令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅
 - イ. 令和6年1月1日から令和7年12月31日までの間に建築確認を受けた認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅
 - ③中古住宅購入の場合は、以下のいずれかに該当すること。
 - ア. 耐震構造であるもの:年数要件なし
 - イ. 耐震構造でないもの:昭和57年1月1日以後に建築されたもの※耐震構造とは、建築基準法施行令または租税措置法施行令の規定に基づく一定の地震に対する安全性に係る基準に適合するもの
 - ④増改築の場合は工事費用が75万円超であること。
 - ⑤当該住宅が当該勤労者の住所に存在すること。
 - ⑥増改築等の工事部分に居住用以外の部分があるときには、居住用部分にかかる費用が全体の工事費用の2分の1以上であること。
 - ⑦高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造および設備の基準に適合させるための修繕または模様替えであること。
- 払戻要件等の詳細につきましてはお取引店でご確認ください。
- 自動継続後の利率は、継続日における各々の定期預金の店頭表示利率を適用いたします。
- 総合口座の貸越金の担保としては利用できません。

財形住宅預金

別表：期限前解約時の取り扱い(財形住宅預金)

満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率(6ヵ月未満の預入期間における利率を除き、小数点第4位以下は切捨てます。)により計算したお利息とともに払い戻します。

○個別の預入明細が期日指定定期預金の場合

預け入れしていた期間	期限前解約利率
6ヵ月未満	解約日における普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率(2年以上利率)×40%

○個別の預入明細がスーパー定期(期間5年・10年)の場合

約定期間 預け入れしていた期間	5年	10年
6ヵ月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×30%	約定利率×10%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×40%	約定利率×20%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×50%	約定利率×20%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×60%	約定利率×30%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×80%	約定利率×40%
4年以上5年未満	約定利率×90%	約定利率×50%
5年以上6年未満	-----	約定利率×60%
6年以上7年未満	-----	約定利率×70%
7年以上8年未満	-----	約定利率×80%
8年以上9年未満	-----	約定利率×90%
9年以上10年未満	-----	約定利率×90%

■お問い合わせ

・お取引店にお問い合わせください。＜受付時間/月～金曜日 9:00～17:00＞(祝日・12/31～1/3 等を除く)